あきた中小企業みらい応援ファンド事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県(以下「県」という。)が定めたあきた中小企業みらい応援ファンド事業実施要領及び公益財団法人あきた企業活性化センター(以下「センター」という。)が定めたあきた中小企業みらい応援ファンド事業実施要綱に基づき、センターがあきた中小企業みらい応援ファンド事業助成金を交付するために必要な事項を定める。

(助成金交付事業の対象者)

- 第2条 助成金交付事業の対象者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者(以下「中小企業者」という。)及び中小企業者として秋田県内で創業する者
 - (2) 秋田県内に主たる事務所又は事業所を有するNPO法人(特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)
 - (3) 秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する有限責任事業組合をいう。)
- 2 前項第1号の中小企業者とは次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
 - (2) 次の表に定める業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人であって、資本金の額又は出資の総額が当該各項に定める金額以下であるもの及び常時使用する従業員の数が当該各項に定める人数以下であるもの

業種	資本金の額又は	常時使用する
	出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチ	3億円	900人
ューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)		
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5 千万円	200人

(助成金交付事業の対象事業の内容)

第3条 助成金交付事業の対象事業(以下「助成事業」という。)は、高度技術又は新製品の開発や高度技術を利用した製品の高付加価値化、生産工程の合理化、地域資源

の開発等のために、助成対象者又は複数の助成対象者が、秋田県内の大学、工業高等 専門学校、又は公設試験研究機関と連携して研究開発を行う次の区分による事業とす る。

- (1) 高度技術産業集積地域型
- (2) 一般地域型
- 2 前項の助成対象の区分に応じた地域、助成事業、助成対象経費、助成率、助成限度 額及び助成期間は次の表に掲げるとおりとする。

助成事業の区分	高度技術産業集積地域型	一般地域型
地域(助成対象者の主たる事務	高度技術産業集積地域(高度技術産業集積地域
所・事業所の所在地)	秋田市)	以外
	原材料費及び副資材費、構築物費、機械装置費、工具 対象経費 器具費、外注加工費、技術導入費、技術情報取得費、 その他必要と認められる経費(別記)	
助成対象経費		
助 成 率	3/4 以内	2/3 以内
助成限度額	300万円	250万円
助 成 期 間	1年以内で、交付決定通知書に定めた期間	

- 3 センターは、各年度における助成総額の70%以上を、秋田県内で中小企業者として創業する者及び経営の革新を行う中小企業者に対し助成しなければならない。
- 4 既に助成を受けた者が、更に経営の革新を進めるために又は既に助成対象となった ものと同一の支援の取組について、更に新事業展開等を促進するために助成事業を利 用することを希望し、各年度の審査会により採択された場合には、2回を限度として この助成金を利用することができる。
- 5 国又は県からの補助金等の交付対象事業(委託による場合を含む。)については、 この助成事業の対象としない。

(採択基準)

- 第4条 助成事業は、当該各号に定める基準を総合的に勘案して、予算の範囲内で採択するものとする。
 - (1) 創業や経営の革新に資するものであり、事業計画がファンドの創設目的に合致していること。
 - (2) 設定目標が、社会情勢等を踏まえた現実的なもので、かつ、計画期間内での達成が可能なものであること。
 - (3) 事業規模が、社会ニーズ等を踏まえた適正なものであること。
 - (4) 代表者に計画達成に向けた熱意が感じられること。

- (5) 計画の遂行が、当該企業の事業活動の推進に資するものであること。
- (6) 計画内容が、当該企業における新たな事業活動であり、かつ、同業他社に相当程 度普及しているものでないこと。
- (7) 助成事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的な基礎を有すること。

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式第1号)をセンターの理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。
- 2 事業計画書の作成に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕 入控除額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の内、所得税法及び 消費税法の一部を改正する法律並びに地方消費税等の一部を改正する法律の規定によ り仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じ て得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して行うものと する。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについ ては、この限りでない。

(助成金の交付決定)

- 第6条 理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があった場合に、審査会の審査を経て、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付決定をするものとする。
- 2 前項の場合において、理事長は、助成金の適正な交付を行うために必要があるとき は、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすること がある。

(助成金の交付の条件)

- 第7条 助成金の交付決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。
 - (1) 助成事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する助成金の額の区分は、助成金交付申請書記載のとおりとすること。ただし、助成金交付申請の額は千円に満たない端数を切り捨てること。
 - (2) 助成金の額の確定は、助成対象経費区分ごとの実支出額に助成率を乗じて得た 額又は配分された経費に対応する助成金の額のいずれか低い額の合計額とすること とし、千円に満たない端数は切り捨てること。

- (3) 助成金をその目的以外に使用しないこと。
- (4) 次に掲げる場合には、あらかじめ、事業計画変更承認申請書により理事長の承認 を受けなければならないこと。
 - ア 助成事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合。ただし、経費区分間 の配分額の20パーセントを超えない軽微な変更を除く。
 - イ 助成事業の内容の変更をしようとする場合。ただし、事業目的に影響しない程 度の軽微な変更を除く。
- (5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成事業遅延等報告書により理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (6) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ事業中止(廃止)申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (7) 理事長が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、理事長の指示に従うべきこと。
- (8) 助成事業の債権を承継した者は債権承継届により理事長に届け出なければならないこと。助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)において、その代表者の更迭があった場合は、代表者の更迭届により理事長に届け出なければならないこと。
- (9) 助成事業により取得し又は効用が増加した資産について、助成事業の完了後も、 その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成 金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- (10) 理事長が別に定める期間内に取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務担保に供しようとする場合は、理事長の承認を受けなければならないこと。この場合において理事長は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- (11) 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には消費税等仕入控除税額を減額すること。
- (12) 法令、この要領及び理事長が別に定めるところその他の関係規程を遵守するとともに、理事長の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 理事長は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める 事項のほか、別途条件を定めることができる。

(決定の通知)

- 第8条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、助成金交付決定通知書(様式第2 号)により助成金の交付を申請した者に通知する。
- 2 理事長は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を助成金の交付を申 請した者に通知する。

(申請の取下げ)

- 第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内に助成金交付申請取下書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該助成金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の内容等の変更)

- 第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、事業計画変更承認申請書(様式第4号)により理事長に申請し、承認を受けなければならない。
 - (1) 助成事業の内容の変更をしようとする場合。ただし、事業目的に影響しない程度の軽微な変更を除く。
 - (2) 助成事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合。ただし、経費区分間の 配分額の20パーセントを超えない軽微な変更を除く。

(事業の中止又は廃止)

第11条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじ め事業中止 (廃止)申請書 (様式第5号)により理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業の遅延等)

第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂 行が困難となった場合は、速やかに事業遅延等報告書(様式第6号)により理事長に 報告してその指示を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更によ

り特別の必要が生じたときは、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に相当する部分については、この限りでない。

2 第9条の規定は、前項の場合に準用し、助成金交付決定変更通知書(様式第7号) により、通知する。

(事業の遂行)

第14条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならず、助成金を他の用途に使用してはならない。

(債権の承継等)

- 第15条 助成事業の債権を承継した者は、当該事由が発生した日から10日以内に、 債権承継届(様式第8号)により理事長に届け出なければならない。助成事業者にお いて、その代表者の更迭があったときは、当該事由が発生した日から10日以内に、 代表者の更迭届(様式第9号)により理事長に届け出なければならない。
- 2 理事長は、前項の届出を確認し、届出者に確認通知書(様式第10号又は様式第11号) を交付しなければならない。

(状況報告)

第16条 助成事業者は、助成事業の遂行状況について理事長から照会があった場合には、遅滞なく事業遂行状況報告書(様式第12号)を理事長に提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

- 第17条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により助成事業が助成金の交付決定 の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対 して、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第18条 助成事業者は、助成事業が完了したとき又は理事長の承認を受けて助成事業 を中止し、若しくは廃止したときは、その日から30日を経過する日までに、事業実 績報告書(様式第13号)を理事長に提出しなければならない。

2 事業実績報告書の作成に当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して行うものとする。ただし、報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(助成金の額の確定)

第19条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の検査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業者の実施した事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、既に行った交付決定の変更を要するときは、助成金確定通知書(様式第14号)により助成事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第20条 理事長は、第18条の規定による実績報告を受けた場合において、報告書等の書類の検査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることがある。

(助成金の交付)

- 第21条 理事長は、第19条により交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者 の請求に基づき助成金を交付するものとする。
- 2 理事長は、必要と認める場合は、当該事業の既済部分が10分の5以上のものについて、当該既済部分に相当する助成金の額の10分の9を限度とする額について概算 払をすることがある。

(助成金の交付請求)

- 第22条 助成事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書(様式第15号)を理事長に提出するものとする。
- 2 助成事業者が助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書(様式 第16号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付決定の取消)

第23条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 助成事業の施行方法が不適正であるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要領の規定又は交付の条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第19条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 理事長は、前2項に基づき交付決定の取消をした場合には、その旨を助成事業者に 対し速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第24条 理事長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取り 消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ず るものとする。
- 2 理事長は、第19条の規定により確定した助成金の額が、既に交付した助成金の額 に満たないときは、その決定額を超える部分について期限を定めて返還を命ずるもの とする。

(延滞金)

- 第25条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金をセンターに納付しなければなら ない。
- 2 理事長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金 の全部又は一部を免除することがある。

(理由の提示)

第26条 理事長は、助成金の交付決定の取消し、助成事業の遂行若しくは一時停止の 命令又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対して その理由を示さなければならない。

(財産の管理)

第27条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)をセンターの承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保の用に供してはならない。
- 2 助成事業者は、取得財産等を処分する場合には、財産処分承認申請書(様式第17号)により理事長の承認を受けなければならない。

(収益の納付)

第29条 前条第2項に基づき財産処分承認申請のあった取得財産等が減価償却資産の 耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経 過している場合を除き、助成事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入が あるときは、理事長は、別に定める基準により、その交付した助成金の全部又は一部 に相当する金額の返還を助成事業者に求めることがある。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第30条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、当該 助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税の額の 確定に伴う報告書(様式第18号)により速やかに理事長に報告しなければならない。 ただし、確定した消費税等仕入控除額が、実績報告書において減額した消費税等仕入 控除額を上回らない場合は提出を要しない。
- 2 理事長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部 の返還を命ずるものとする。

(産業財産権の帰属等)

第31条 助成事業に基づく発明、考案等に関する産業財産権は、助成事業者に帰属する。

(実施結果の事業化等)

- 第32条 助成事業者は、助成事業実施の結果を基に事業化に努めなければならない。
- 2 助成事業者(中小企業支援機関実施事業除く)は、助成事業の完了した日の属する 助成事業者の会計年度から令和10年度までの事業化状況等について、毎年2月28 日までに事業化状況報告書(様式第19号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第33条 助成事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第34条 理事長は、助成事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があると認めるときは、助成事業者に対して助成事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(成果の公開)

第35条 理事長は、第18条の規定に基づく実績報告書の提出があった助成事業の成果について、センターの作成する冊子等に記載する方法によるほか、理事長が特に必要と認める方法により公開することがある。

(欠格事項)

- 第36条 理事長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付すべきものと認めないものとする。
 - (1) 国税または地方税の滞納があるもの。ただし、課税庁が認めた納入計画を立て ているものを除くものとする。
 - (2) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
- 2 前項第2号の暴力団等とは、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77 号。以下「法」という。〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - (3) 暴力団と密接な関係を有する者(次のいずれかに該当する者をいう。)
 - ア 暴力団員が役員になっている事業者又は実質的に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者(事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。)
 - ① 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目 的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - ② 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行 為

③ 前①又は②に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(その他)

第37条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年10月27日から施行する。

附則

この要領は、知事の承認のあった日(平成21年3月25日)から施行する。

附則

この要領は、知事の承認のあった日(平成22年4月12日)から施行する。

附則

この要領は、知事の承認のあった日(平成22年12月24日)から施行し、平成2 2年4月1日 から適用する。

附則

この要領は、知事の承認のあった日(平成23年1月13日)から施行する。

附則

- 1 この要領は、知事の承認のあった日(平成24年5月8日)から施行し、平成24 年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前、財団法人あきた企業活性化センターが「あきた企業応援ファンド事業助成金交付要領」に基づいて行った交付決定等については、従前の例による。

附則

- 1 この要領は、知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の改正前に行った交付決定等については、なお従前の例による。

附則

1 この要領は、知事の承認のあった日(平成30年8月22日)から施行する。

2 この要領の改正前に行った交付決定等については、なお従前の例による。

附則

この要領は、知事の承認のあった日から施行し、令和3年6月9日から適用する。

(別 記) 助成対象経費

助成対象となる経費は、助成金交付決定通知に記載する助成事業実施期間内に、発注(契約)し、納品、請求及び支払が完了するものに限るものとし、その詳細は次のとおりとする。

ただし、申請時に届を提出し、交付決定時に事前着工について承認された場合は助成対象に含める。

① 原材料及び副資材費

当該研究開発に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費をいう。

② 構築物費

当該研究開発に不可欠で助成の対象として適切なもので、かつ、プレハブ等の簡易な物の購入・建造、改良・据付及び借上に要する経費をいう。

③ 機械装置費

当該研究開発に必要な機械装置若しくは自社により機械装置を製作する場合の部品の購入及び据付に要する経費、機械装置の借上に要する経費、又は機械装置を修繕若しくは改良するために要する経費をいい、取得価格、技術的性能等を十分勘案のうえで購入等をすることとする。

なお、助成金で購入又は借上した機械装置は、研究開発以外の目的に使用すること はできない。

④ 工具器具費

当該研究開発に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費、工具器具の借上に要する経費、又は工具器具を修繕若しくは改良するために要する経費をいい、取得価格、技術的性能等を十分勘案のうえで購入等をすることとする。 なお、助成金で購入又は借上した工具器具は、研究開発以外の目的で使用することはできない。

⑤ 外注加工費

当該研究開発に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する際に要する経費をいう。ただし、外注費に対応する助成金は、助成金総額の2分の1を超えない範囲内とする。

⑥ 技術導入費

大学・公設試験研究機関等との共同研究契約において、当該大学等に納付する経費 及び第三者から技術的な助言又は指導並びに労務の提供を受けるために要する経費を いう。

⑦ 技術情報取得費

当該研究開発に必要な技術的な助言又は指導等を受けるために要する経費をいう。

⑧ その他必要と認められる経費

①から⑦までに掲げる経費以外の当該研究開発に特に必要と認められる経費で、第 三者が必要性と価格の妥当性を判断できる経費に限る。経費を確認するための資料(契 約書、納品書、領収書、写真等)を整備すること。